

# 令和8年度末で終了する 介護分野の経過措置について

令和8年3月 医療介護基盤課

# 令和8年度末で経過措置が終了する事項(全体像)

- 令和9年4月1日以降、下記は「努力義務」や「猶予」から原則「義務(未整備は指導・減算等の対象)」へ移行
- ① 利用者安全・質・職員負担軽減の検討委員会
- ② 協力医療機関との連携体制(介護保険施設等:要件を満たす協力医療機関の確保)
- ③ 特定施設:口腔衛生の管理体制(助言・指導/計画の作成等)
- ④ 居宅療養管理指導:虐待防止(運営規程への規定等)
- ⑤ 居宅療養管理指導:BCP(研修・訓練等の実施)
- ⑥ 福祉用具貸与:高齢者虐待防止措置未実施減算の猶予終了(R9.3.31まで猶予)

# ①利用者安全・質・職員負担軽減の検討委員会（R8年度末まで努力義務 → R9.4.1以降 義務）

- 目的：利用者の安全・サービスの質を守りつつ、職員の負担を減らす
- 実施内容（R9.4.1以降）
  - 委員会の設置：名称は任意（例：生産性向上委員会／安全・質・負担軽減検討委員会）
  - 委員会の定期開催：年間計画を作成し、定期的に行う
  - 検討事項：①事故・ヒヤリハット等の安全、②ケアの質、③業務手順・人員配置・記録の負担、④ICT/福祉用具/環境整備の活用  
厚生労働省の「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に実施
  - 改善のPDCA：課題の見える化→原因分析→対策→実施→効果測定→標準化（手順書改訂）
  - 記録の整備：議事録、課題一覧、改善計画、実施状況、効果（指標）を保存し、職員へ周知
  - 既存の委員会と統合可：事故防止・身体拘束等

## ② 協力医療機関との連携（R8年度末まで努力義務 → R9.4.1以降 義務）

- 対象：介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、介護医療院
- 協力医療機関の要件（押さえるべき3点）
  - ① 相談対応：日常の健康相談・急変時の助言を受けられる（医師又は看護職等）
  - ② 診療体制：必要時に診療（往診・受診）につなげられる体制（時間帯・連絡手順を明確化）
  - ③ 入院受入れ調整：入院が必要な場合に、病院で受入れ調整が可能（搬送・紹介状等）
- 協力医療機関について既に義務化されている事項
  - 年1回以上：協力医療機関と「対応可能範囲・連絡先・受入れ手順」を相互確認（面談/会議/書面可）
  - 届出：協力医療機関の名称、所在地、連絡先、対応内容等を指定権者へ届出（変更時も速やかに）
  - 未確保の場合：「確保計画（候補先、交渉状況、期限、代替手段）」を届出書に記載

### ③ 特定施設：口腔衛生の管理体制（R8年度末まで努力義務 → R9.4.1以降 義務）

- 対象：特定施設入居者生活介護（地域密着型含む）
- 実施内容（R9.4.1以降）
  - 歯科医師 又は 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士等による助言・指導：年2回以上
  - 助言・指導の内容を踏まえた「口腔衛生の管理体制に係る計画」を作成（施設内で共有）
  - 計画に基づき、日常の口腔ケアを実施し、状態変化・実施状況を記録

## ④ 居宅療養管理指導：虐待防止（経過措置延長 → R8年度末で終了）

- 対象：居宅療養管理指導
- R9.4.1以降義務化される虐待防止措置
  - 運営規程へ明記：「虐待防止のための措置」に関する事項（体制・手順）を位置付ける
  - 虐待防止委員会：定期開催（小規模は他会議と一体運営可）し、事例共有・再発防止を検討
  - 虐待防止の指針：定義、早期発見、通報/相談、再発防止、プライバシー配慮等を文書化
  - 研修の実施＋担当者の配置：年1回以上を目安に研修し、責任者（担当者）を明確化

## ⑤ 居宅療養管理指導：BCP（研修・訓練等の経過措置延長 → R8年度末で終了）

- 対象：居宅療養管理指導
- 前提：感染症・災害に備えたBCP（業務継続計画）を策定済みであること
- 経過措置の対象（R9.4.1以降は義務）
  - 研修：BCPの内容（初動、連絡、役割分担、代替手段）を職員へ周知し、年1回以上実施
  - 訓練：机上訓練（シナリオ訓練）等を年1回以上実施し、課題と改善点を記録
  - 見直し：訓練結果や体制変更を踏まえ、BCP・連絡網・物資リスト等を定期更新

## ⑥ 福祉用具貸与：高齢者虐待防止措置未実施減算（猶予がR8年度末で終了）

- 対象：福祉用具貸与
- 減算の趣旨：虐待防止の体制整備が未実施の場合、基本報酬を減算
- 経過措置：福祉用具貸与は令和9年3月31日まで減算適用を猶予（＝R9.4.1から減算対象になり得る）
- R9.4.1以降義務化される虐待防止措置
  - 運営規程への追記：虐待防止のための措置（委員会・指針・研修・担当者等）
  - 虐待防止委員会：議事録（開催日、出席、議題、決定事項、周知方法）を保存
  - 虐待防止指針：定義、早期発見、相談・通報、再発防止、個人情報、外部機関連携を明文化
  - 研修：年間計画を作成し実施記録を残す（新入職を含む）
  - 担当者任命：責任者・窓口を明確化

## ⑦ 終わりに

- 令和8年度末で義務化されるものについて、該当する事業者はそれぞれの要件を満たしているか改めて確認
- 疑問点等あれば、指定権者に相談
- 厚生労働省の令和6年度報酬改定のページを再度確認  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html))